

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局 水道建設課)

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第 2
- 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書(平成22年7月)」を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による委託業務の受託者は、委託業務をするに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第 3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第 4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

朝明川水管橋耐震診断業務委託 特記仕様書

1 対象水管橋

調査対象水管橋は、以下のとおりとする。

水管橋名 朝明川水管橋(上水道用単独水管橋)

所在地 四日市市小牧町

口径 600SGP、 400SGP、 200PE (仮設)

橋長 L = 106.30m A橋台 2基・B橋脚 2基・C橋脚 2基

河川名 一級河川朝明川

2 業務内容

本委託では、「水道施設耐震工法指針・解説 2009(日本水道協会)」、「道路橋示方書・同解説・各編(平成 24 年)(日本道路協会)」、「水管橋設計基準(耐震設計編)WSP064 - 2007(日本水道鋼管協会)」などの各種基準にもとづき、以下の各項目について既設水管橋の耐震診断を行い、今後の水管橋の使用方針について検討を行う。

なお、耐震検討は、重要度はランク A 1 を目標とし、地震動はレベル 1 及びレベル 2 地震動に対して行い、計算手法は静的解析とする。

既存資料収集・整理

- 既存資料の収集・整理

診断条件整理

- 地盤検討
- 耐震基本方針及び設計地震動設定

耐震診断評価

- 解析モデル作成
- 耐震診断
- 耐震性能の照査
- 総合評価

対策案の検討

- 補強対策検討
- 劣化対策検討

- 対策後の構造解析
 - 施工検討（施工計画書）
 - 対策案の概算工事費作成
 - 補強図面・補修図面の作成
- 関係機関との協議資料作成
- 河川管理者など関係機関との協議が必要な場合に、必要に応じて事前協議用の資料を作成する。

業務成果品

- 報告書(A 3 版製本) 3 部
- 上記の電子成果品 1 式

設計積算条件

平成 26 年度改訂版水道事業実務必携・見積り

三重県積算基準（計画・設計編）：平成 25 年 11 月制定

三重県調査設計業務設計単価表 適用日：平成 26 年 5 月 1 日一部改訂

3 準拠基準及び参考図書

水道施設設計指針 2000 日本水道協会

水道施設耐震工法指針・解説 2009 日本水道協会

道路橋示方書(I 共通編・II 鋼橋編)・同解説(平成 24 年 3 月) 日本道路協会

道路橋示方書(I 共通編・III コンクリート橋編)・同解説(平成 24 年 3 月)

日本道路協会

道路橋示方書(I 共通編・IV 下部構造編)・同解説(平成 24 年 3 月)

日本道路協会

道路橋示方書(耐震設計編)・同解説(平成 24 年 3 月) 日本道路協会

水管橋設計基準(WSP007-99)平成 11 年 6 月 日本水道鋼管協

水管橋設計基準(耐震設計編)(WSP064-2007)平成 19 年 3 月

日本水道鋼管協会

水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針 1998

日本水道協会

水道実務六法 平成 18 年 水道法制研究会

その他関係する基準・各種法令等

4 その他

耐震診断評価においては、今後の対策準備に時間を要するため、すみやかに報告すること。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスでき

ないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従業者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第56条、第57条、第59条及び第60条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

〔別紙〕

四日市市上下水道局庁舎等への業務委託業者入出注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行なうに当たり、四日市市上下水道局庁舎等（以下「庁舎等」という。）の秩序及び安全の維持に努めなければならない。

（立入届出の義務）

第2 乙は、当該業務を行なうに当たり、乙又はこの契約による業務に従事する者（以下「乙の従事者」という。）が庁舎等に立入る必要がある場合は、あらかじめ四日市市（以下「甲」という。）に四日市市上下水道局業務委託・工事業者届を提出しなければならない。

2 乙は、乙が受託した業務の一部を第三者に行わせる場合は、四日市市上下水道局業務委託・工事業者届にその旨届けなければならない。

（身分明示と入退庁の記録）

第3 乙又は乙の従事者は、当該業務を行なうに当たって甲の業務時間外及び閉庁時に庁舎等に立入る際は、警備員等にその身分を証するものを提示し、備付の記録簿に業者名、氏名、入庁時間、その他必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の身分を証するものは、社員証又は社員名札等とする。ただし、個人事業者については運転免許証等の公的証明とする。

3 乙又は乙の従事者は、第1項により庁舎等に立入ったのち退庁するときは、記録簿に退庁時間を記入しなければならない。

（禁止行為）

第4 乙又は乙の従事者は、庁舎等では以下の行為をしてはならない。ただし、当該業務の遂行に必要であると認められる場合は、この限りでない。

（1） 庁舎等及び市有物件を損傷すること。

（2） みだりに戸、扉、窓等を開閉し、備付けの物件を利用し、若しくは移動させ、又は施設を構えること。

（3） 通行の妨害となるような行為をすること。

（4） 指定された場所以外で喫煙又は火気を取り扱うこと。

（5） 立入を禁止された場所に立入ること。

（6） その他庁舎等の管理又は取締上不適当と認められる行為をすること。

（入退庁の特例）

第5 乙が当該業務を行なうに当たり、頻繁に庁舎等への入出を行う必要がある場合は、その旨を甲に事前に届出ることができる。この場合において甲が適当と認めたときは、第3に記載する事項を行わなくてもよい。

（契約解除及び損害賠償）

第6 甲は、乙又は乙の従事者がこの業務委託業者入出注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。